

厚生省（2） 介護保険

今回は、厚生省の国民不在の官僚体質が俗称「ゴールドプラン」に示されていると指摘した。単なる福祉十カ年計画を自己陶酔的にそう呼ばし続けている延長線上に、今、はしなくも岡光前次官の汚職がある。彼がその時からの責任者であったから、一体この程度の低水準計画では岡光個人のゴールドプランで、国民には冷たい「ゴールドプラン」にすぎない。柱の一つ特養ホームについてはすでに私はそれを証明した。

では、もう一つの在宅福祉の柱であるホームヘルパーではどうか。計画終年度（平成十一年度）でヘルパーは十七万人。要介護老人は二百八十八万人。特養ホームなど全施設利用者は八十万人。差し引き二百万人をわずか十七万人のヘルパーが当たる。現在のヘルパー勤務形態をそのまま当てはめると、全く悲惨な介助水準にしかなく、全面介護なんて絶望的で、在宅老人は瀕死の床に横たわらされる。——ここまで放置した厚生省の怠慢が責められるべきである。それが一切の出発点。

だのに、安易にもその解決を国民直接負担の保険制度でやろうとする。重度の要全

面介護老人百万人。その家族はワラをもつかむ思いで苦しんでいる。国家責任（具体的には税金投入）が一切の前提とならなければ、保険になじまない介護保険はワラにも値しない。

福祉の遅れたドイツだけが介護保険を実施、その最新情報―「最悪の法。介護福祉の心を圧殺し、経営維持のための請求事務が優先、在宅手当支給は失業を合理化し、女性を家庭に追い込んでいる」と。介護保険は絶対に拙速せつそくであつてはならない。

（一九九六年十一月二十二日）